



【工業高校・農業高校等&中小企業・団体向け】 令和5年度ものづくりマイスター派遣事業 実施要領

青森県技能振興コーナー
(青森県職業能力開発協会)

1 目的

ものづくりマイスターが、企業・業界団体、教育機関において若年技能者への実技指導等を行うことにより、効果的な技能継承及び後継者育成を図る。

2 派遣対象者

本県から、厚生労働省ものづくりマイスターに認定された方[47職種延べ241名]
※詳細情報は、『厚生労働省ものづくりマイスターデータベース』から検索可能です。

3 指導内容

技能向上を図るための実技指導又は実技にかかる知識の付与に関する指導

4 ものづくりマイスター派遣対象

- ア 工業高校、農業高校等の専攻科
- イ 中小企業・団体(※但し、前年度にもものづくりマイスター派遣事業を活用した実績のない中小企業・団体)

5 受講対象者

工業高校・農業高校等の学生
中小企業等の若年技能者(35歳未満)

6 派遣期間及び指導時間

原則として、令和5年6月1日(木)から令和6年2月11日(日)まで(土日・祝祭日を含む)
1回当たりの指導時間は、原則として1時間以上3時間までとします。

7 派遣上限回数

予算の都合上、下記のとおり派遣回数の上限及び指導1回あたりの最低必要な受講者数を定めています。

ア 工業高校・農業高校等への派遣は、1校あたり10回(各科の合計)を上限とします。
(※上限を超えた場合は、当該校に調整をお願いする場合があります。)

イ 中小企業・団体への派遣は、1社・1団体につき10回を上限とします。

ウ 指導1回あたりの受講者数は、5人以上を必要とします。

なお、予算の範囲を超える場合は、派遣希望回数の多い順から回数の調整を行います。

8 費用負担

(1)ものづくりマイスターの謝金、旅費については、当コーナーが負担します。

(2)実技指導に係る材料費については、1回につき一人当たり2,000円(消費税別)を上限として当協会が負担します。

9 その他

ものづくりマイスターの都合等により、派遣が出来ない場合がありますので、予めご了承ください。

10 当コーナー所定の様式による書類の提出

受講前:受講者名簿

受講後:アンケート回答書(担当者代表1名及び受講者全員)

11 申込み・問い合わせ先

ものづくりマイスター派遣依頼書提出締切:令和5年5月12日(金)

青森県技能振興コーナー(青森県職業能力開発協会) 担当:佐々木、成田

〒030-0122 青森市大字野尻字今田43-1 青森県立青森高等技術専門校内

(TEL) 017-738-5561 (FAX) 017-738-5551

(E-mail) sasaki@a-noukaikyo.com 又は narita@a-noukaikyo.com